



対面・電話による登記手続案内のご案内

相続

抵当権の抹消

会社・法人の設立

役員の変更

登記手続案内は、**完全予約制**です。^{など}

※予約がないとご利用いただけません！

各登記所の手続案内を利用する場合は、前日までに予約してください。

予約は、登記電話案内室で受け付けます。※**完成した申請書の提出のみの場合予約不要**


※**当日のキャンセルは、利用する登記所へ電話してください。**

※利用する登記所へ電話をかけて、音声案内「3」を選択してください。

《東京法務局 登記電話案内室》

03-5318-0261

(受付：平日午前8時30分～午後5時)


登記申請書の作り方は、[法務局ホームページ](#)  で案内しています。

事前予約制

東京司法書士会 無料法律相談

- 東京司法書士会総合相談センター●
☎03-3353-9205 (四谷)
平日(祝日を除く)
午前9時～正午、
午後1時～午後4時30分
- 三多摩総合相談センター●
☎042-548-3933(立川)
平日(祝日を除く)
午前10時～午後4時

◎東京司法書士会◎
☎03-3353-9191

[東京司法書士会ホームページ](#) 

事前予約制


東京土地家屋調査士会 無料相談

- 土地家屋調査士会館●
(千代田区神田三崎町)
毎週月・木曜日
午後1時～午後4時15分

予約後は、相談会当日に当会へお越しください。

◎東京土地家屋調査士会◎
☎03-3295-0587

※電話での相談は行っていません。

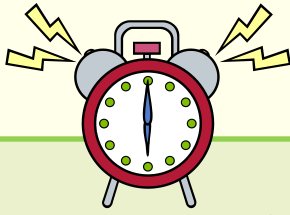
[東京土地家屋調査士会ホームページ](#) 

最新の情報については、各会に必ずお電話にて確認願います。

裏面もご覧ください。

ほかにも都内各所にて無料相談会を開設中

登記手続案内をご利用のみなさまへ



ご利用は20分以内

1回のご利用は、20分以内です。
20分を過ぎると、後の利用者の案内に支障が出てしまいますので、そこで終了します。
予約時間から10分以上過ぎてもお電話の応答がない場合、キャンセルされたものとして取り扱います。ご注意ください。



申請書の記載方法を説明します

代表的な申請書類の様式は、法務局ホームページに掲載していますので、ご自身でダウンロードの上、あらかじめ内容をご確認願います。



事前の審査・法的判断はできません

係員が申請前の書類に不備がないか審査することはできません。登記原因事実・法律行為(契約)が有効か無効か判断したり、法的なアドバイスをすることもできません。



ご自身で作成してください

申請書類の書き方を説明しますが、具体的な事案に沿ったアドバイスはしていません。
現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。



補正の可能性あり

登記申請後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることもあります。
登記手続案内は、内容の適合性・登記の完了を保証するものではありません。



申請資格のない方お断り

申請人本人(親族・従業員)のご利用に限ります。
法令上代理申請を行う資格のない方(税理士、行政書士、委任状のない代理人等)のご利用は、お断りします。
※資格者代理人は書面照会をしてください。
(司法書士・土地家屋調査士・弁護士)

ご協力のほど、よろしくお願いいたします。**東京法務局**